

琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて

1 琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画(条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画)

- ・計画期間(長期) : 平成17年度(2005年)～平成32年度(2020年度)
- ・中期的な目標 : 戦略プロジェクトは社会経済情勢の変化に対応するため5年を目途に見直し
- ※定期以外の見直し : 平成28年3月、目的不明な森林の取得や林地境界の不明確化などの社会情勢等の変化から、平成27年3月に琵琶湖森林づくり条例を一部改正したところ。
この内容の反映等を行うため、追加見直し

2 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しの背景

(1) 主な出来事(琵琶湖森林づくり基本計画第3期間内)

【全国的な状況】

平成27年 9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行

平成29年 12月 平成30年度税制改正の大綱

平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)および森林環境譲与税(仮称)を創設、森林環境譲与税(仮称)は平成31年から譲与

平成30年 5月 「森林経営管理法」成立

市町村が主体となり森林所有者と林業経営者をつなぐ「新たな森林経営管理制度」について規定

【本県の状況】

平成29年 3月 「しがの林業成長産業化アクションプラン」策定

森林資源の循環利用に取り組み、木材の生産から流通・利用に至る林業・木材産業の活性化を推進

平成29年 8月 2021年「第72回全国植樹祭」滋賀県開催が内定

(2) 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化と顕在化してきた課題

- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・ニホンジカ被害等に伴う表土流出により低下が懸念される森林の水源かん養機能の維持増進
- ・人口減少等による森林山村地域の疲弊と資源を活用する担い手の減少
- ・全国植樹祭や国民スポーツ大会などを機に高まる木材需要への対応 等

3 琵琶湖森林づくり基本計画見直しの方向性

(1) 新たな森林経営管理制度を推進する仕組みづくり

- ・新たな森林経営管理制度を円滑に運用し、県、市町、森林組合等が協力して、放置人工林の整備を進めていくための仕組みの構築

(2) 森林・林業の人材育成の仕組みづくり

- ・新たな森林経営管理制度に対応する経営力のある林業事業者等の育成

- ・林業への就業を希望する者へ学習機会を提供するなど、就業前の人材確保の取組
- ・市町職員の能力向上などの人材育成の取組

(3) 第72回全国植樹祭を契機とする、県民一体となった森林づくりのさらなる展開

- ・全国植樹祭を契機とした、琵琶湖の水源林を守り育てる県民運動のさらなる展開

(4) 琵琶湖の水源林を取り巻く新たな課題への対応

- ・ニホンジカ被害による表土流出などへの対策による水源かん養機能の維持増進
 - ・局地的な集中豪雨による流木や流出土砂への対策
 - ・主伐・再造林を促進して森林資源の循環利用を進めることによる、持続的な森林整備と森林資源活用場の確保
- (「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」(平成30年3月策定)に規定)

(5) 県産材の利用拡大の推進

- ・全国植樹祭や国民スポーツ大会など大型イベントの木材需要に対する県産材供給の促進
- ・今後建て替えを迎える学校などへの県産材活用の普及と需要への確な対応
- ・CLTなどの新たな木材製品への県産利用推進
- ・地域の製材所が連携・協力し、県産材を地域で加工、建築物等の需要へ確実に対応すること等による流通の促進

(6) 森林の整備と山村の活性化の一体的な推進

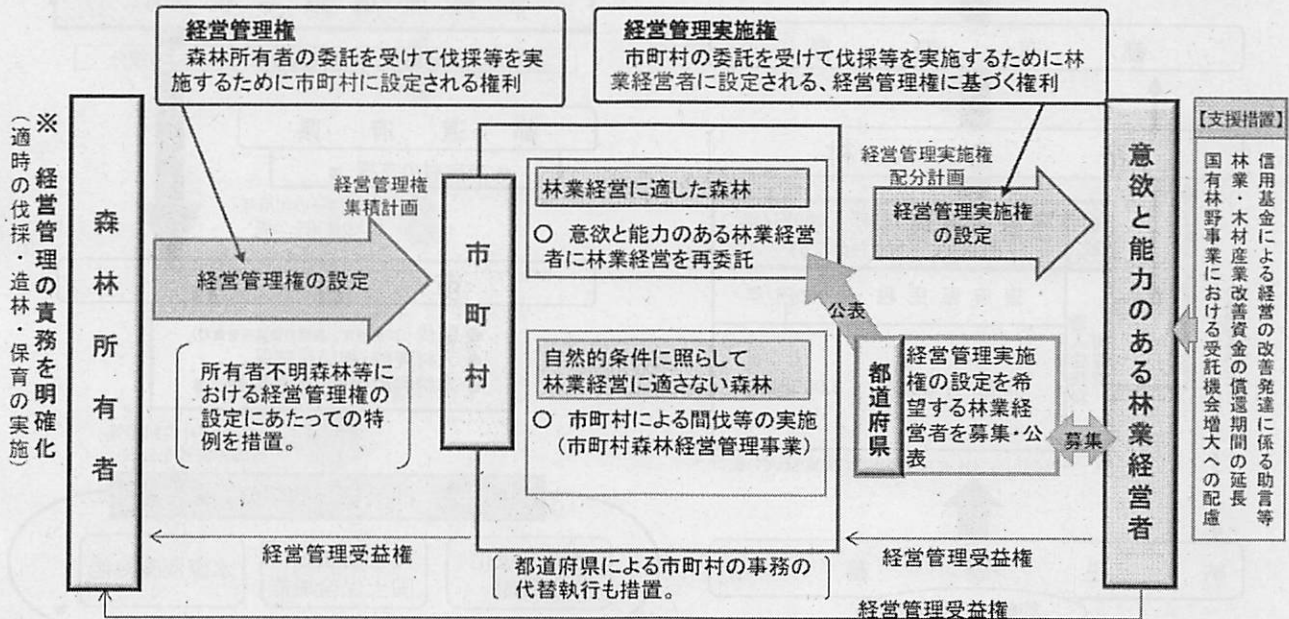
- ・森林の整備・林業の振興と、山村の活性化を併せて行うことによる、さらなる森林づくりの推進

4 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しのスケジュール(予定)

平成30年	7月25日	「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」を森林審議会に諮問
	8月6日	琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて、常任委員会で報告
	10月	琵琶湖森林づくり基本計画の見直し状況について、常任委員会で報告
	11月	「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」答申予定 県民との意見交換会等実施予定
	12月	琵琶湖森林づくり基本計画の見直し(案)について、常任委員会で報告
平成31年	1月	県民政策コメントの実施
	2月	県民政策コメントの実施結果について常任委員会で報告
	3月	琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて公表

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、新たな森林経営管理制度の施行とあわせ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

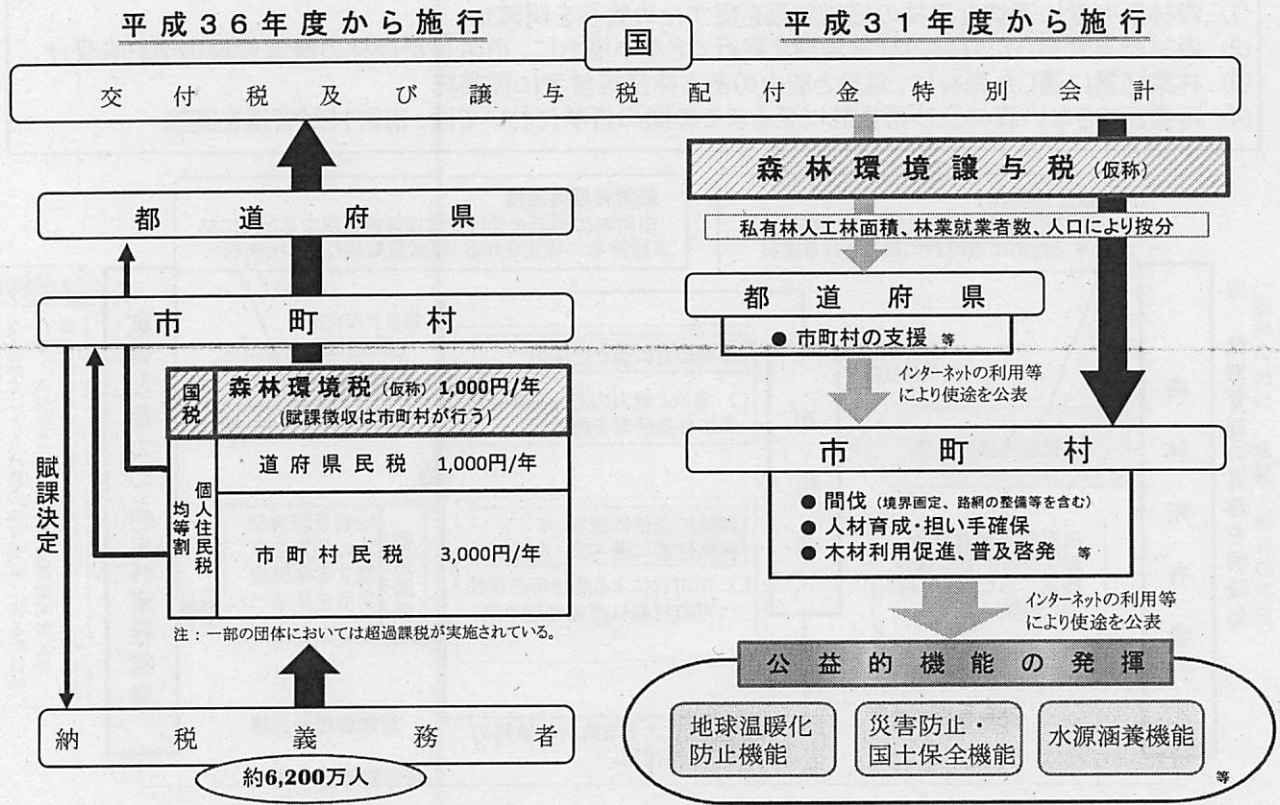
- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っており、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるため、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

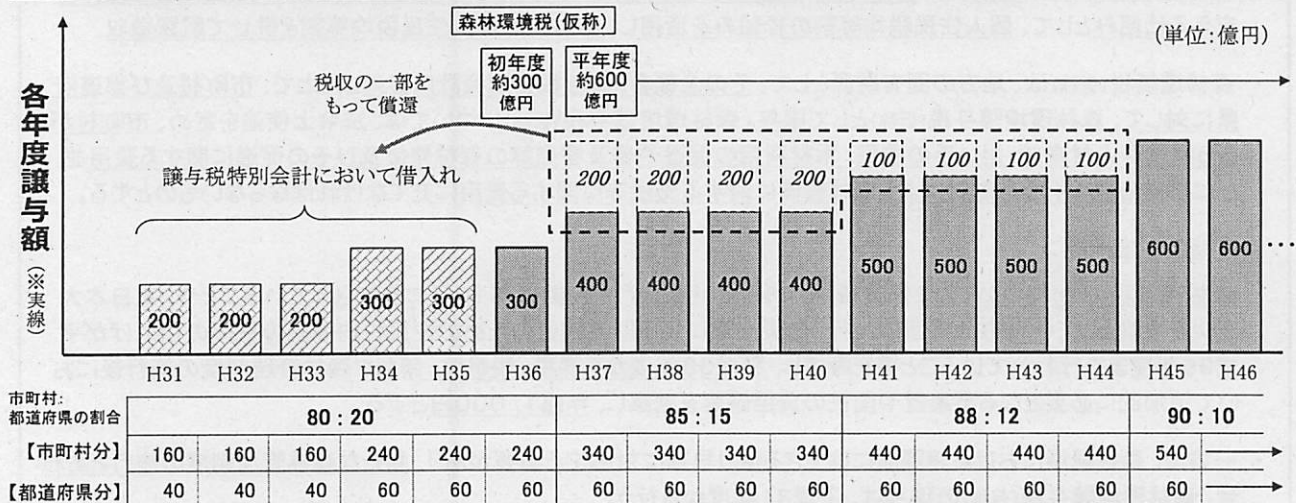
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。
 ※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。